第四次総合計画
第１期実施計画策定方針（案）

はじめに

本市の総合計画は、昭和４８年に策定して以降、昭和６２年、平成１４年、平成２４年と社会情勢を踏まえ、その時代に合わせた将来都市像を示す基本構想の策定と見直しを行い、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

「手賀沼のほとり　心輝くまち～人・鳥・文化のハーモニー～」を将来都市像とし、平成１４年度からスタートしている第三次総合計画は、令和３年度で終了します。

第四次総合計画は、令和３年３月の市議会定例会において、本市のまちづくりの将来目標及び理念を明らかにし、その実現に向けた基本的な方向を示す基本構想が可決されたことを受け、令和４年度から始まる新たな総合計画として、令和３年度末までに策定するものです。

本計画は、１２年後の我孫子市が目指していく将来都市像「未来につなぐ　心やすらぐ水辺のまち　我・孫・子」に向かって、まちづくりを総合的に進めていくために、８つの柱と横断的な取組を定め、取り組むべき施策を位置付けています。

ここでは、第四次総合計画の前期基本計画に紐づく事業を実施計画として作成するための方針を記載したものです。

１．第三次基本計画での実施計画の執行状況

我孫子市は、基本構想に定める将来都市像を実現するため、平成２８年度から令和３年度の６年間を計画期間とする「第三次基本計画」を策定し、この基本計画の施策を推進するため、「第１０期実施計画」（令和２年度・３年度）を効率的かつ効果的に進めています。

この実施計画では、特に５つの重点プロジェクト「手賀沼をはじめとする我孫子ならではの自然を大切にし、環境にやさしいくらしをはぐくむまちづくり」「我孫子の資源をいかし、豊かな地域を創りだす活力あるまちづくり」「みんなが安全にくらせるまちづくり」「若い世代に選ばれる

まちづくり」「誰もが生涯をとおして、健康で自立した生活を安心しておくれるまちづくり」の施策を具体化し、交流人口の拡大への取組、若い世代の定住化、少子化対策、健康寿命の延伸、健康維持への取組、地域のコミュニティの活性化、防災・防犯、産業振興などを中心に、さまざまな事業を位置づけ、総合的かつ効果的に実施しています。

また、実施計画で位置づけた事業については、地権者や関係機関等との交渉・調整等に時間を要した事業、運営方法・事業手法などの検討を要する事業を除き、概ね計画どおりに進んでいます。

この間、我孫子市の人口は、死亡数が出生数を大きく上回り、減少傾向が続いており、高齢化率は令和３年９月１日時点で３０．８％に達し、少子高齢化も加速しています。

今後、持続可能な行政運営を進めていく上では、だれもが安全・安心にくらすことができ、環境にやさしいまちづくりに向けた事業や少子化・定住化策への取り組みを重点的に行っていく必要があります。

２．策定の基本的な考え方

第四次総合計画第１期実施計画は、第三次総合計画第１０期実施計画での継続性を踏まえた計画とします。

また、この実施計画では、第四次総合計画基本構想に定められている８つの基本目標と基本施策に基づき、各々の事業の必要性、市が実施する必要性、事業手法や財源確保等効率的かつ効果的な執行の工夫などを精査し、事業を選定していきます。

なお、策定に際しては、財政状況を十分考慮するとともに、公共施設の老朽化対策などについては、公共施設等総合管理計画に定める方針及び各施設の個別施設計画の内容を踏まえて精査します。

３．計画期間

第１期実施計画の期間は、令和４年度から６年度までの３か年とし、総合的かつ効果的な行政経営を行います。

なお、人口減少や少子高齢化の進展に伴って、年々厳しい財政状況となっていくことが予想される中、社会情勢や行政需要の変化、制度改正などに迅速に対応できるよう、毎年度の予算編成時に時点修正を加え、より

的確な事業精査に基づく予算の重点配分を行います。

４．計画に位置付ける事業

第１期実施計画には、次に掲げる事業を計上します。

①重点的に資源投資を行うなど、「第四次総合計画前期基本計画（案）」及び「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」に位置づけられた施策実現のために重要な事業

②既存事業のうち、新たな視点や手法で行う事業

③令和４～６年度に新たに立ち上げる事業

５．事業の採択基準

厳しい財政状況が続く中、多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、前期基本計画の施策を確実に実現していくためには、事業を徹底して精査し、真に優先度の高い事業を選択していく必要があります。

そのため、各施策や事業について、行政評価を活用して、市民の視点で評価していきます。今回の実施計画では、基本計画の施策の推進や行政評価を基本に、次のような視点で事業採択を行い、限られた資源の効率的かつ効果的な配分を行います。

①事業の必要性

基本計画を推進していく上で、真に優先度の高い事業かどうかを次の視点で精査します。

ア．基本計画の指標（特にＫＰＩ）を実現するため、貢献度が高い事業か

イ．現在の市民ニーズを的確に捉えた上で必要性が高いか、緊急性が高い事業か

ウ．法令等の義務付けがある事業か

②市が実施する必要性

厳しい財政状況の中で、持続可能な自治体経営を実現していくためには、公共サービスを行政だけでなく、市民と行政がともに担っていくことが不可欠です。こうした観点から、市が実施する必要性がある事業

か、民間企業やＮＰＯ、市民団体などで実施できる事業かどうかを精査します。

③市民との協働による事業手法の工夫

総合計画では、「施策推進のための横断的な取組」として、「市民との協働によるまちづくりの推進」を掲げています。市民と事業者、行政が対等なパートナーとしてまちづくりを進めるため、市民との協働への積極的な工夫を事業採択の重要な要素とします。

④財源確保をはじめとした効率的かつ効果的な執行の工夫

事業採択にあたっては、委託やＰＰＰ（公民連携）などの民間の活用、維持管理費の削減策の実施、国・県、他団体の助成制度等の活用、適正な受益者負担など、事業費の削減や平準化、財源確保の面で効率的かつ効果的な執行の工夫がなされているかを精査します。

特に「第２期我孫子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」に位置付けられる事業については、地域再生法に基づき、地域再生計画を作成し、地方創生推進交付金等（※）を活用することを前提とします。

（※）地方創生推進交付金等は、基本的に新規事業を対象としますが、既存事業においても、手法等を変更することで、より地方創生に係る効果が期待できる場合は対象とします。